



2025年 5 月30日

各 位

上場会社名 ノリタケ株式会社
代表者 代表取締役社長 東山 明
(コード番号 5331 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 総務室長 林 祥史
(TEL 052-561-7145)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年 5 月30日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2025 年 6 月 19 日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 167,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,710 円
(4) 処分総額	619,570,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 5 月 30 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び所定の要件を満たす執行役員（以下、「取締役等」といいます。ただし、海外居住者である者を除く。）の中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、「役員報酬 B I P 信託」を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の継続及び本制度の継続に伴う自己株式の処分について決議しました。

本自己株式処分は、本制度の継続に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社と締結する役員報酬 B I P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程及び株式報酬規程（以下、「株式交付規程等」といいます。）に基づき本制度の対象となる 2026 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2028 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度に当社取締役等に交付すると見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模は 2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 29,034,398 株に対し 0.58%（小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 286,582 個に対する割合 0.58%）となります。

本自己株式処分による当社株式は株式交付規程等に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

<信託契約の概要>

(1) 制度の名称	役員報酬B I P 信託
(2) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(3) 信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
(4) 委託者	当社
(5) 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
(6) 受益者	当社の取締役等のうち受益者要件を満たす者
(7) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
(8) 信託契約日	2016年8月31日（2025年6月16日付で変更予定）
(9) 変更前の信託期間	2016年8月31日～2025年8月31日
(10) 変更後の信託期間	2016年8月31日～2028年8月31日（予定）
(11) 議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025年5月29日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である3,710円としています。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしましたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上